

令和6年度 受水事業所連絡会での質疑

○日時等: 令和6年9月3日(火) 東部水道事業所 午後2時から

令和6年9月5日(木) 南部水道事業所 午前 10 時から、午後2時から(2回)

令和6年9月 13 日(金) 北部水道事業所 午後2時から

◆資料1「工業用水の給水状況等について」に関する質疑

Q1-1: 基本使用水量と実給水量の違いは何か。

A1-1: 基本使用水量はご契約いただいている水量で、実給水量は実際に配水した水量となっています。

◆資料5「工業用水のご利用にあたって」に関する質疑

Q2-1: 工業用水の濁度をリアルタイムで知ることは可能か。

A2-1: リアルタイムの情報はお示ししていません。条例では配水に係る濁度を 30 度以下と定めていますが、通常は 10 度以下で配水できています。

Q2-2: 河川の濁度が上昇しても濁度は 10 度以下を保つことができるか。

A2-2: これまでも基本的には 10 度以下を保つことができています。

Q2-3: 工業用水道メーターの取替について、弊社では工業用水を止めると工場全体を止めないといけませんが、どのように対応したらよいか。

A2-3: 御社に設置している水道メーター(ベンチュリー式)は計量法に基づく検定の対象外であるため、取替対象外です。将来、更新が必要になりますが、現時点で具体的な更新計画はありません。

◆資料7「自動検針システムの更新について」に関する質疑

Q3-1: 自動検針システムの新システムについて、受水事業所専用ページのアクセスの仕方について知りたい。

A3-1: 自動検針システムの更新工事の際に、受水事業所別に専用ページのアドレスと ID とパスワードをお渡しする予定としており、事前にご連絡させていただきます。

Q3-2: 自動検針システムの新システムについて、仕様変更に伴いシステムが更新される際、現ウェブページにアクセスできない時間帯はでくるか。

A3-2: 現在システムを作成中であり、受水事業所様に影響が及ぶ場合は事前にご連絡させていただきます。

Q3-3: 瞬時流量が表示されなくなることについて、以前は瞬時流量を確認できるようにする手続きを希望していなかったが、今後瞬時流量を確認できるようにしたい場合どのように手続きをすればよいか。

A3-3: システムの更新に伴い瞬時流量が見られなくなることについて、令和5年度に各受水事業所様に対し、工事後も流量の確認を希望するかどうかの調査を実施しました。本調査時において希望しないと回答された受水事業所様が、改めて瞬時流量を確認できるようにしたいということであれば、当該受水事業所様において必要経費を負担いただくことで作業を行うことは可能です。

Q3-4: 今年1月末ごろ高槻北エリアで漏水、断水が発生したと思うが、管の老朽化に対して改修等の計画はあるか。

A3-4: 関係地域においては、漏水の多い箇所の布設替を検討しています。

◆資料8「工業用水の受水圧力の低下に伴うご契約者様における今後の対応について」に関する質疑

Q4-1: 受水圧力の低下について、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例で定める49kPaで利用できるよう施設整備を求める旨の記載があるが、圧力低下試験では100kPa程度低下と記載がある。どちらの圧力で対応したらよいか。

A4-1: 現在の圧力監視地点で計測している配水圧力は350kPaで、これを段階的に下げて250kPaにし、そこから損失水頭などを踏まえて最終的に受水事業所まで届いたときの圧力で対応していただきますが、49kPaを下回ることはありません。

◆その他に関する質疑

Q5-1: 令和8年度の基本使用水量(契約水量)の減量について、次年度(令和7年度)の受水事業所連絡会で説明いただけるという認識でよいか。また、何月頃に開催する予定か。

A5-1: 令和8年度の基本使用水量の減量については、令和3年度の基本使用水量の減量と令和3年1月の料金値下げの実施とあわせて、令和2年9月開催の受水事業所連絡会などで、お話をさせていただいていました。

現時点では、令和8年度の基本使用水量の減量の実施に向けた具体的なお話はありませんが、令和8年度に基本使用水量の減量を実施することとした場合には、次年度の受水事業所連絡会(8月下旬から9月中の開催を予定)で説明の場を設けさせていただきたいと考えています。

Q5-2: 基本使用水量(契約水量)の減量は、受水事業所にとってどのようなメリットがあるのか。

A5-2: 基本使用水量と実使用水量の差が小さくなります。

Q5-3: 請求書の発行から納付期限までの期間を少し延ばしてもらうことはできないか。ゴールデンウィークや年末年始等の大型連休がある月の支払は納入がギリギリになってしまう。納付期限の延長や、請求書のPDF発行をできないか。

A5-3: 請求書発行から納付期限までの日数は、「大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例」で20日と定めており、今回はご意見として賜り、検討させていただきます。また、料金の納付は専用の納付書で行っていただく必要があるため、PDFでの発行は行っておりませんが、口座振替制度もありますので、そちらもご検討ください。